

官報

号外
平成二十年四月十八日

○第百六十九回 参議院會議録第十三号

平成二十年四月十八日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十三号

平成二十年四月十八日

午前十時開議

第一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

一、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(趣旨説明)

一、国土交通省設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第一

一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(江田五月君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。甘利経済産業大臣。

(國務大臣甘利明君登壇、拍手)

○國務大臣(甘利明君) 中小企業における経営の

平成二十年四月十八日 参議院會議録第十三号

承継の円滑化に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供する等、我が国の経済の基盤を形成しており、雇用の確保や地域経済の活性化等重要な役割を担う存在であります。

このため、中小企業がその活力を維持しつつ事業活動を継続し、その経営が次の世代へと円滑に承継されていくことは、我が国の経済の持続的な発展を図る上で極めて重要であります。

しかしながら、中小企業においては、その代表者の死亡や退任によって次の代表者に経営が承継される際に、相続に伴う株式等の分散や、多額の資金需要の発生といった課題に直面をし、その後の事業活動の継続に支障が生じる場合があります。

このような課題に対応するため、中小企業における経営の承継を円滑化するための措置を講じ、中小企業が、雇用等の事業規模を縮小することなく事業活動を継続をしていくことを可能とする必要がありま。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、後継者が旧代表者から贈与を受けた株式等について、当該旧代表者の相続開始後の遺留分減殺請求によって分散することを防止するため、当該旧代表者の推定相続人全員の合意により、当該株式等の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと等を可能とする民法

の特例を定めることとしております。

第二に、事業の実施に不可欠な資産の取得等に必要資金の供給を円滑化するため、経営の承継に伴い事業活動の継続に何らかの支障が生じていると認められる中小企業者を経済産業大臣が認定をし、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例等の支援措置を講ずることとしております。

第三に、中小企業におけるその代表者の死亡等に起因する経営の承継を円滑化するために、平成二十年度中に相続税の課税について政府が必要な措置を講ずることとしております。

以上が本法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。川合孝典君。

(川合孝典君登壇、拍手)

○川合孝典君 民主党・新緑風会・国民新・日本の川合孝典です。私は、会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案について質問を行います。

質問に先立ち、冒頭まず申し上げたいことは、現在の日本経済の状況、特に中小零細企業の実況をかんがみると、総合的かつ早急な経済対策の必要が生じているということでありま。

これまで政府・与党の景気対策は、基本的には公共事業とそして金融政策を主軸としてまいりました。そのため、確かに公共事業の実施によってGDPは増加し、超低金利政策によって金融機関の体質強化が実現され、表面上は経済成長を続けただため、つい先ごろまで政府は戦後最長の景気回復が続いたと自画自賛してきたわけでありま。しかし、その間、国民の生活や多くの中小零細企業は景気回復を実感できず、それどころか、むしろ生活や経営が苦しくなっていることは各種マスコミ等のアンケートでも明らかでありました。

その上、今回の原油価格高騰や今後予測される米国のサブプライムローンの影響などにより、国民生活が更に悪化するおそれがあり、早急な景気対策が必要であると確認されていることは周知の事実であります。

そもそも景気が冷え込んできた理由として、国民生活では、まず減税政策の廃止による実質的な増税、次に原油価格高騰に伴う物価高、そして行き過ぎた規制緩和による非正規社員の増加とそれに伴う低所得者層の増加により可処分所得が減少したこと、さらには政府の失政による年金問題により将来不安が増大したため消費が低迷していることなどが挙げられるわけでありま。

また、中小零細企業では、イザナギ景気超えと言われるこの景気回復基調の中でも景気回復の利益配分、いわゆるトリクルダウンの作用が働かなかったことがあり、それに加えて、原油高による影響、行き過ぎた規制緩和による競争の激化、取引における優越的地位の濫用による不正取引の横行などにより企業体力が弱体化していることなどが挙げられます。

よって、民主党では、これらの現状を踏まえ、去る四月十四日に緊急経済対策を発表いたしました。政府もこの提言を重く受け止め、緊急に景気対策を取るべきと考えますが、この点について経済財政担当大臣並びに経済産業大臣の見解を伺います。

また、特に中小零細企業が国内全事業所の九割を占め、全労働者の八割以上がそこで働いていることから、中小企業の健全な育成がなければ、日本経済の発展は表面上だけのものとなり、国民生活が豊かにならないことは明白なわけでありま。既に民主党では、政権政策の基本方針に基づきまして中小企業憲章を策定し、中小企業の育成に向けた方針を明確に打ち出しております。

政府は、中小企業が置かれた現状について一体どのように認識し、どのような対策が必要と考え

ているのか、この点についても経済産業大臣の見解を伺います。

さて、本題に入りますが、先ほど申し上げましたように、中小企業こそが日本経済の原動力であり、競争力の源泉であることは言うまでもありません。大企業が国際競争にさらされる中で、地方の活力と雇用を守り、我が国経済の持続的な成長のかぎを握るのは中小企業なわけであります。

しかしながら、現実には、廃業率が起業率を上回り、企業数の減少に歯止めが掛かっておりません。とりわけ、我が国企業の九割弱を占める小規模企業の経営環境は厳しさを極めております。この十年で約半数が廃業し、商店街においても十軒に一軒は空き店舗となつてゐるのが現状であります。また、年間の廃業数およそ二十九万社のうち、後継者の不在を第一の理由とする廃業は約七万社に上り、このことによる雇用の喪失は年間二十万から三十五万人とも言われているわけであり

ます。

このように、後継者の確保は困難を極めており、中小企業経営者の高齢化の進展と世代交代期を考えると、早急に円滑な事業承継のスキームが確立されなければならないことはこれまででも明白だったわけであります。

そのため、各中小企業団体等は、以前より、中小企業が事業を円滑に継承するために事業承継税制の抜本的改革、円滑に継承するための金融支援制度などが必要である、このことを訴え続け、また、民主党としてもマニフェスト等でその必要性を訴え続けてまいりました。しかし、市場原理主義にとらわれた政府は、こうした声に全く耳を傾けようとはせず、何ら有効な対策をこれまで取ろうとはしてまいりませんでした。

今回、民主党を始めとする野党が参議院で過半数を制したことにより、ようやく政府も重い腰を上げ、法改正への動きに至つたわけでありますが、中小企業における事業承継対策の必要性が以

前から確認されていたにもかかわらず放置され続け、この時期までずれ込んでしまつたことについて、政府は怠慢のそしりを免れないものと考えております。この点について、経済産業大臣にその理由をお聞かせ願ひます。

次に、事業承継税制について伺ひます。

日本の中小企業の競争相手となるアジア諸国においては、事業承継者の事業用資産にかかわる相続税負担のない国も数多くあります。そのため、事業承継において高い相続税負担を負わなければならない我が国の中小企業は、国際競争力の面でも不利な立場に置かれてゐるものと言へます。

確かに、事業承継税制の拡充を図る際に、一般に所有と経営が一致してゐることの多い中小企業においては、一部中小企業経営者については個人の資産と会社の資産が明確に区分されてゐないのではないかと、こうした指摘もありません。こうした指摘があることについても理解できることであり、この点については、個人資産と会社資産とを明確に分離するよう指導、チェックをより一層推進する必要があるわけであります。その上で、相続後一定期間の事業の継続、そして雇用の維持などの要件をきちんと整備した上で、非上場株式等の自社株式に対する相続税負担をなくすことにより事業用資産の後継者への移転をスムーズに行へるようになすべきである、このように考えております。

なお、今回の法案では、非上場株式に係る相続税の軽減措置については、宅地並みに課税価格の八〇％に対応する相続税を納税猶予することとしております。なぜ八〇％なのか、一〇〇％としなかつた理由について具体的な根拠を踏まえて説明を願ひます。これらの点については、財務大臣に御答弁をお願いいたします。

次に、民法の特例について伺ひます。

中小企業経営者が相続を受けた後に遺留分権利者から遺留分について請求を受けるなど、相続遺

産をめぐるトラブルに見舞われるケースが散見されております。

そのため、今回、生前贈与株式を遺留分の対象から除外できる制度を創設し、相続開始後においても取決め内容が遺留分権利者を拘束できるという制度をつくつたことは、円滑な相続を進めるためのメニューとして一定の評価ができるもの、このように考えております。

ただ、これは先代の経営者の生前に経済産業大臣の確認を受けた後継者が行使できる権利であり、当然、その権利を得るためには経済産業大臣の確認は受けなければならないわけであります。ところが、現段階では、経済産業大臣による確認は書面で合意内容を提出することとされているのみであり、具体的な内容や手続、要する時間や費用については今後検討し定めることのみなつております。

中小企業者に無用の混乱や負担を掛けることのないよう、早急にこれらを定め、周知徹底させることが必要と考えますが、この点について具体的内容、手続に要する時間、費用などについての検討状況及び内容を経済産業大臣にお伺ひします。

次に、事業承継円滑化のための金融制度についてお伺ひします。

中小企業白書によると、事業の継承に当たり、経営者の親族内での継承が約六割、親族外の継承が約四割となつております。

親族外が事業を継承する場合、例えば、企業内の人材が継承を受ける際は、ほとんどの場合先代経営者から株式を買ひ取ることとなります。そのため、多額な資金が必要となります。また、親族内で継承する場合でも、相続によつて株式が分散した場合、状況によつては株式の買取り資金が必要となるため、いずれにせよ事業承継のためには多額の資金を要するケースが多くなるわけであり

ます。

で買取り資金の拡大や特別利率の適用を行い、特に政府系金融機関においては、代表者個人に対する融資も可能とするなど、事業承継についての一定の資金援助が充実されることとなつております。確かに、これらの施策は一定の評価ができるものでありますが、しかし、現実には融資が実行されなければ、今回の措置も絵にかいたもちでしかなく、全く意味を成さないこととなります。

特に経営者が替わる際には、相続税負担や自社株式などの事業用資産の取得のために運転資金が不足することや、経営者が替わることによる信用力の低下などにより、金融機関が融資を渋るケースも多く見られます。そのため、不動産担保や人的保証に過度に依存することなく、中小企業が安定的な資金調達を受けることのできる多様な資金チャネルの整備をより一層行う必要があるものと考えております。

特に、政府系金融機関における個人保証の撤廃、後継者が相続資金を円滑に調達する事業承継ファンドの設立なども早急に行うべきと考えますが、こうした点について財務大臣並びに経済産業大臣の見解をお伺ひします。

以上が本法律案に対する質問であります。最後に一言申し上げます。

現在の日本において、多くの中小零細企業がこれほどまでに深刻な経営状況に追い込まれた大きな理由は、これまで政府が行き過ぎた市場原理に基づく経済政策を強引に導入し、推進したことにあるわけであります。その結果、中小企業の体力は奪われ、地方経済はこれほどまでに疲弊してしまつたわけであります。もはや日本の中小零細企業が限界に來てゐることは紛れのない事実であります。

昨今、政府は事あるごとに中小企業は日本経済の基盤である旨の発言を行つておられますが、しかし現実には、市場原理主義に基づく弱者切捨てとも言える政策を今も推進していることはだれの目にも明らかであります。私は、日本にはアメリカ

力の模倣ではなく、日本独自の価値観に基づいて進むべき道があるものと考えておりますが、それは断じて弱肉強食、弱者切捨ての社会ではないものと確信いたしております。

既に、市場原理主義経済の本来本元であるアメリカでさえ見直しの機運が高まりつつある市場原理主義とは今こそ決別し、中小零細企業者の切実な訴えに真摯に耳を傾け、弱者に光を当てる政策を実現すべきであることを訴えさせていただきます、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇、拍手)
○国務大臣甘利明君 川合議員の御質問にお答えをいたします。

まず、緊急に景気対策を取るべきではないかと御指摘がありました。

現在、景気の下振れリスクが高まっている中で、政府といたしましては、原油価格高騰対策や中小企業の金融、下請等に関する対策を着実に実施しております。また、今月、中小企業の体質強化や地域経済の活性化等を中心とする成長力強化のための早期実施策を取りまとめしております。これらに基づきまして、成長力の強化と財政健全化を一体的に進めるとの方針の下で経済活性化に万全を尽くしてまいります。

続いて、中小企業の置かれた現状と対策についてのお尋ねがありました。

政府としては、原油・原材料価格の高騰や、建築着工件数減少などにより、中小企業は厳しい経営環境に置かれておりと認識をしております。年度末に向けた中小企業対策による金融支援措置等を中心に各種の対応に取り組んでいます。中小企業は我が国経済の基盤でありまして、今後ともその状況を的確にとらえ、きめ細かい支援策の実施に努めてまいります。

法案を提出した時期についてのお尋ねがありました。近年、中小企業経営者の急速な高齢化を受けま

して、事業承継の円滑化が喫緊の課題となるとも、諸外国において事業承継税制が抜本的に拡充をされる中、地域経済と我が国の国際競争力を支える中小企業の事業承継円滑化に對しまして強力な支援が必要となっております。このために、昨年六月に事業承継協議会におきまして事業承継税制の抜本拡充と新規立法を中核とした報告を取りまとめまして、事業承継を総合的に支援するための法案を国会に提出をしたというところでございます。

続いて、民法特例における確認手続についてのお尋ねであります。

確認申請の方法等の手続の具体的内容や手続期間を定めますが、この際、中小企業者の利便性を考慮しつつ、コスト面を含めまして大きな負担とならないよう細心の注意を払う必要があると考えております。本法案の成立後、速やかに手続の具体的内容を定めるとともに、パンフレットを作成、配布するなどいたしまして、その周知徹底を図ってまいります。

最後に、事業承継時における多様な資金チャネルの整備についてのお尋ねがありました。

中小企業者の事業承継に際しまして相続などに係る多額の資金需要が発生することがあります。このため、本年度より政府系金融機関の制度融資を大幅に拡充をし、また後継者不足に對処するための事業継続ファンドを平成十八年度より開始をいたしております。なお、個人保証に過度に依存しない金融の推進は重要であります。引き続き中小公庫の本人保証を免除する制度の充実といった取組を積極的に行ってまいります。

以上です。(拍手)

(国務大臣大田弘子君登壇、拍手)
○国務大臣(大田弘子君) 川合議員の御質問にお答えいたします。

景気対策についてのお尋ねがありました。このところ景気回復は足踏み状態にあります。また、アメリカ経済の減速などにより先行きの下

振れリスクが高まっております。したがって、今後の動きには十分な警戒が必要であり、経済のリスクに早め早めに対応することが求められております。

このような経済の現状を踏まえ、政府としては、昨年十二月の原油価格高騰対策に続き、本年二月には中小企業の資金繰り支援を中心とした中小企業対策を取りまとめました。さらに、本年四月四日には、中小企業の体質改善、雇用の改善、地域活性化のための施策を中心に成長力強化への早期実施策を取りまとめました。

今後とも、これらの施策を着実に実行に移してまいります。(拍手)

(国務大臣額賀福志郎君登壇、拍手)
○国務大臣(額賀福志郎君) 川合議員の御質問にお答えをいたします。

事業承継税制についてのお尋ねがあつたわけであります。中小企業の事業承継の円滑化は、地域経済の活力の維持や雇用の確保の観点から極めて重要であります。本法案の制定を踏まえまして、平成二十一年度改正において、相続後一定期間の事業継続等を要件とした事業承継税制を創設することとしております。

非上場株式の課税価格の八〇％という軽減割合は、個人の小規模な事業用の土地の軽減割合が八〇％であることを踏まえまして、経済活力の維持等の要請と課税の公平性の確保という観点から設けるものでございます。

それから、中小企業の資金調達のための多様な資金チャネルの整備についてのお尋ねがあつたわけであります。政府系金融機関が個人保証や担保に過度に依存せず、経営者の資質や事業の見込み等を評価し、適切に融資判断を行うことは重要と考えております。政府系金融機関におきましては、引き続き、適切な融資判断に努めるとともに、個人保証や担保の不要な融資の活用を進めてまいりたいと思つ

ております。

今後とも、このような取組を一層推進してまい

ることをお約束したいと思つております。

以上です。(拍手)
○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) この際、日程に追加して、国土交通省設置法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます。〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。冬柴国土交通大臣。

(国務大臣冬柴鐵三君登壇、拍手)
○国務大臣(冬柴鐵三君) ただいま議題となりま

した国土交通省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。観光は、国内外における交流人口の増大により、我が国の地域経済を活性化させるとともに、国際的な相互理解を増進するものであります。観光立国の実現は二十一世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題であり、平成十八年十二月には、観光立国推進基本法が衆議院、参議院共に全会一致で成立しました。これを受け、政府では昨年六月に観光立国推進基本計画を閣議決定いたしました。今後、この基本計画に基づき、観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するためには、国全体として、官民を挙げて取り組む組織体制の整備が喫緊の課題となっております。

また、昨今の公共交通機関における事故、トラブルを踏まえ、運輸安全対策の強化が求められております。国民が日々安心して暮らしていくためには安全、安心の確保が最重要課題であり、多様化、複雑化する陸海空の事故原因究明機能の高度化、原因関係者に対する警告制度の創設等による

事故再発防止機能の強化を図るため、組織体制を整備する必要があります。このため、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、国土交通省設置法について、国土交通省の外局として観光庁を設置することとしております。

第二に、航空・鉄道事故調査委員会設置法について、題名を運輸安全委員会設置法に改め、国土交通省の外局として運輸安全委員会を設置し、同委員会は、陸海空にわたり事故原因究明を行うこととするともに、事故等の原因関係者に対し報告を行い、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとしております。

その他、国土交通省の特別の機関として海難審判所を設置する等所要の規定の整備を行うとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第でございますが、この法律案は衆議院におきまして一部修正が行われております。

第一に、運輸安全委員会は、事故等の防止等のため講ずべき措置について勧告を受けた原因関係者が正当な理由がなくてその措置を講じなかったときは、その旨を公表できることとしております。

第二に、同委員会は、事故等調査の実施に当たっては、被害者等に対し、当該事故等調査に関する情報を適時適切な方法で提供することとしております。

第三に、同委員会は、その所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、関係行政機関の長等に対し、必要な協力を求めることができることとしております。

第四に、政府は、この法律の施行後五年経過後において、改正規定の実施状況を勘案し、必要と

認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から同委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。長浜博行君。

(長浜博行君登壇、拍手)

○長浜博行君 民主党・新緑風会・国民新・日本の長浜博行です。

ただいま議題となりました国土交通省設置法等の一部を改正する法律案に対して、関係大臣に質問いたします。

今般、政府が提出した法案は、国土交通省の組織に関し、観光庁や運輸安全委員会の設置などが盛り込まれております。が、今まずやらなければならぬことは、国土交通省そのものが国民からどのように見られているかということにまず立ち止まって考えてみることであります。

昨年三月、公正取引委員会が水門工事をめぐる談合問題で国土交通省に官製談合防止法を適用するという前代未聞の不祥事を起こしました。

さらに、耐震強度偽装の再発防止のために昨年六月から施行された改正建築基準法によって、住宅着工を急速かつ大胆に落ち込ませ、内閣府や民間シンクタンクの分析にもあるように、GDPを押し下げる要因となっております。これは、大臣認定プログラムが間に合わないなど国交省の不手際、周知不足などで、厳格化された建築確認審査の現場が大混乱に陥つたことによりあります。まさに官製不況と言われるゆえんでございます。

また、国民の安心、安全を脅かすような事実が次々に露呈しました。

住宅の耐火性能に重大な影響を及ぼす軒裏天井材に関する大臣認定制度を使った偽装、この件では、大臣は詐欺罪での刑事告訴も考えたと発言さ

れておられました。が、どうなったんでしょうか。御答弁をお願いします。

その他、エレベーターやエスカレーター、公園遊具等々、いわゆるお墨付きを与える指定性能評価機関の審査の在り方についても国交省としての責任の明確化が求められるのではないのでしょうか。また、建材として使用されたアスベスト問題も後手後手の対応で、国民の健康被害は収まることとないわけですか。

さらに、看過できないことは、役所自体のモラルハザードについてであります。

今月、国営沖縄記念公園事務所の発注工事をめぐり、収賄容疑でキャリア職員が逮捕されました。委員会でも綱紀肅正については大臣と質疑をしましたが、天下り、そしてそのための人件費確保のためと思われるような随意契約による過大な国費、すなわち国民の血税の支出、数々の委員会質疑で明らかになった事実、すべてを説明しておりますと、今回の国交省の一部を改正する法律案どころか国交省の設置そのものが問われるような事態になりますので、今はこの程度にしますが、大衆の中から出た庶民政治家である冬柴大臣、私はそう思っておりますので、お嫌いかもしれませんが、時に何かをぶつ壊すと絶叫しながら選挙を戦われた総理大臣もいらっしゃいましたが、役所や役人を守るのではなく、国民の知る権利を守る、それが御自身の役目であることを認識されて大胆な組織改革を断行されることを、議場におられます与野党議員とともに願っております。

さて、この法案は、天下り拡大、組織肥大化と無縁のものであり、国民の利益向上のためのものと位置付けることが必要です。先議された衆議院段階において、民主党の衆参両院議員が参加する、私が担当しております次の内閣、国土交通部会で作り上げた修正案をベースにして与党との協議を丁寧に行いました。閣法への修正が与党との地味な政策協議の積み重ねでなされたことは、い

わゆるねじれ国会においてより良き法律を作ろうとする与野党双方の努力が結実したものとして一定の評価がなされるべきだと思います。

といっても、まだまだ私のサイドから言わせていただくと不十分な点も見られますことから、二院制という本来の議会制度の原点に立つて参議院でも審議を深めていきたいと思います。この点について政府はどのような態度で臨むのか、国交大臣から明快なる答弁をいただきたいと思っております。

昨年の参議院選挙で民主党は、労働条件を含めた運輸に関する安全規制を強化し、それらの社会規制の遵守徹底を監査、点検する体制を整備するとともに、事故やトラブルを調査し、勧告するための組織として運輸安全委員会を設置することを提唱しました。民主党が主張する運輸安全委員会の機能は、運行と労働に関する監視、事故とトラブルの調査と勧告、被害者支援、経験やデータの蓄積とそれらを生かした事故防止対策であります。その範囲は、鉄道、航空、バス、タクシー、船舶など、運輸事業として対価としての運賃を収受して人や物を輸送する機関へ拡大することとしております。

今回、政府提出法案は、運輸安全委員会の名前こそ同じになりましたが、民主党の提案よりは後退した内容となっております。私たちは修正を求め、原因関係者への勧告の公表、被害者等への情報の提供、関係行政機関等の協力、五年後の法律の検討にかかわる事項について法律の見直しを実現しました。

しかし、以下の二点については政府・与党の壁はなかなか厚く、いまだ大きな問題が残されているわけでありです。

第一は、政府案において委員会は国土交通省の外局にとどまっているわけでありです。新委員会を三条委員会とすることは一歩前進ですが、国交省の管轄では独立性を担保することは不可能です。関係当事者間の利害調整のリスクを避け、中

立公正な機関とするためには、委員会を内閣府に設置することが考えられます。

第二は、委員会の所掌事務が狭く、死者が生じたものや重大な社会的影響を及ぼした特定の自動車事故の原因究明のための調査を加えることが求められます。近時、長距離高速バス、スキーのときのあの長距離バスを御想像いただければ分かりますが、タクシー、トラック等についての多数の事故が報告されているところでもあり、その原因を究明し、再発防止を図る必要があります。

なお、付言しますと、特定自動車事故とは、自動車運送事業用に供する自動車の転覆、火災その他の事故であつて、当該事故により死者を生じたもの、又は重大な社会的影響を及ぼしたと認められるものうち内閣府令で定める重大な事故をいいます。その件数は年間数十件と思われまゝ。

以上、運輸安全委員会について主要な問題点を二つ述べました。こうした私どもの提言に政府はどうこたえていくのか、国交大臣の答弁を求めます。

次に、海難審判庁から海難審判所への見直しについて一点お尋ねします。

海難については原因追及と懲戒を分離することとし、前者については運輸安全委員会にゆだね、懲戒にかかわる海難審判を二審制から一審制に改めるなどの措置が盛り込まれています。国際海事機関における条約の成文化、国際的潮流を踏まえた動きであると受け止めております。

海難審判所で補佐人を選任することができまゝが、運輸安全委員会において、船長などの事故関係者は補佐人なしで事故調査官による調査のために呼び出されることとなります。また、非公開の運輸安全委員会で審議された報告書を基に海難審判所における懲戒の判断がなされるおそれがあり、権利擁護という点で不利になるのではという懸念をどうやって払拭するのか、私事で恐縮ですが、私自身、小型船舶一級航海免許を所持していることもあり大変関心のあるところであります。

が、国土交通大臣の明快なる答弁を求めます。この際、イギリス艦事故についてお尋ねします。

第三管区海上保安本部は、一昨日及び昨日、事故現場海域で「あたご」の洋上検証を行ったようでありまゝが、現行法上、捜査権がある海上保安庁の存在を無視するがごとく頭越しに防衛大臣自らが関係当事者から事情聴取を行ったことは問題であり、証拠隠滅、口裏合わせの疑念を抱かせるものと考えますが、法律の専門家でもある国交大臣はどのようにお考えになりますか。また、運輸安全委員会ができれば、この点はどのように改善されるのでしょうか。

私の地元は千葉県でありまゝが、事故後に知事と面会した際に、地元自治体への連絡体制に問題があるように感じられました。当該水域から東京湾に至るまでの海域で、日ごろの海自、海保、そして漁船の所属する地元自治体とのコミュニケーションはどのようになっているのでしょうか。海洋担当大臣でもある冬柴国交大臣の御所見を伺います。

以下、今度は観光庁の設置について質問を行います。

民主党は一昨年、観光政策推進調査会を発足させ、関係者からのヒアリングや観光地の現地視察を重ね、観光政策の草案を取りまとめています。基本原則は地方の主導性に置いているわけでありまゝ。

与党は百六十四通常国会に観光立国推進基本法を提出しましたが、国際観光振興にのみ焦点を当て、経済効果ばかりを優先している等々問題が多く、到底受け入れられない内容でした。しかし、住民、地域が観光立国推進の主役になること、観光旅行者全体に対する接遇の向上、民間の活力を十分に発揮する旨の規定等、民主党の提案を全面的に受け入れた観光立国推進基本法が取りまとめられ、先ほど大臣からも御報告がありました。超党派議員立法として二〇〇六年十二月十三日の

参議院本会議において全会一致で成立をしたわけでございます。附帯決議でも観光庁等の設置に触れられており、今般の法案は、観光庁の設置ということは時代的要請にこたえるものと受け止めています。

大事なことは、海難審判庁を廃止するからもう一つ庁をつくるという看板のすげ替え、表面的なスクラップ・アンド・ビルドだけでは駄目です。ということなのであります。また、縦割り行政の弊害を打破し、まさに真に必要な観光政策を打ち立てるためには、民主党が主張する文化庁との連携も含めて、関係省庁と常に緊密な共同作業、運営をする組織とすべきではありませんか。

観光立国推進基本法がうたうような地域や住民を中心とした施策を展開するため、今までの行政府とは異なる組織体とし、例えば長官には民間人を受け入れるなど斬新な人材登用を図るべきではないかということも御指摘を申し上げるわけでありまゝ。

以上の点について国交大臣の答弁を求めます。主要な部分に関する質問をいたしてまいりました。その他の事項においては委員会質疑で明らかにしてまいります。

重ねて申し上げますが、今国交省は国民の目にとどくように映っているのかということを忘れずに謙虚な姿勢で行政に当たられますことを強く希望しまして、質問を終わらせていただきます。

(拍手)

〔国務大臣冬柴鐵三君登壇、拍手〕

○国務大臣(冬柴鐵三君) 長浜博行議員より私に對し、八点にわたつてお尋ねをいただきました。順次お答え申し上げます。

住宅の防火材料等に関する大臣認定の偽装についてのお尋ねをいただきました。

大臣認定を不正取得した防火材料等を用いた住宅については、改修を指示し、工事が進められているところでありまゝ。また、防火材料等の大臣認定を取得しているすべての企業に対し自主調査

を依頼し、性能がないことが確かめられたものについては改修を指示するとともに、国土交通省としては、市場から独自に調達した試験体を用いたサンプル試験を実施をいたしております。さらに、認定制度の信頼回復を図り、こうした不正受検を防止するため、試験体のチェックを厳格にする等の認定制度の見直しを行うことといたしております。

なお、御指摘の刑事告発につきましては、詐欺罪を立証するための具体の被害に関する資料の収集が現時点において困難であることから、現在まで行つてはおりません。

次に、国土交通省の組織改革についてお尋ねがありました。

議員御指摘の公共工事の発注、職員の再就職、随意契約等をめぐる問題につきましては、これらを真摯に受け止め、現在、所要の改革を不退転の決意で推進しているところでございます。

いづれにいたしましても、国土交通行政の推進に当たっては、今後とも、常に国民の目線に立つて組織や業務の在り方等について不断の見直しを行っていくことが必要である、このように強く感じております。

参議院の審議について政府はどのような姿勢で臨むのかについてお尋ねをいただきました。

政府といたしましては、これまでの国会審議や附帯決議等を踏まえ、関係各方面からの意見も伺いつつ、政府内部で議論を重ね、この法律案を国会に提出した次第でございます。さらに、趣旨説明の中でも申し上げましたとおり、衆議院国土交通委員会において十分に御審議をいただき、与野党間における修正協議の積み重ねを経て、与野党合意の上で一部修正が行われたところでございます。いづれにいたしましても、今後、参議院において十分な御審議をいただきたい、このように思っております。

民主党の御提言に対する政府の対応についてお尋ねをいただきました。

平成二十年四月十八日 参議院會議録第十三号

現行の航空・鉄道事故調査委員会の委員は職権の独立性等を有しておりますが、さらに運輸安全委員会は三条機関として、国家行政組織法三条の機関として設置されることにより、より高度な独立性が確保されることとなります。また、航空機等に係る最新の情報の即時入手等のメリットがあることから、国土交通省の外局とすることが適当であると考えています。

事業用自動車に係る事故については、当面は現行の交通事故要因分析検討会の機能強化を図ることが適切であると考えております。なお、将来的に事故の件数を絞った上で事業用自動車の事故を調査範囲に加える必要性については今後の課題として検討をまいりたい、このように思っております。

事故調査における原因関係者の権利擁護についてお尋ねがありました。

運輸安全委員会の船舶事故等調査における意見聴取につきましては、原因関係者の希望があれば公開での意見聴取、本人以外に補助して意見を述べる者の同席を認めることとしていたと考えております。また、海難審判所における懲戒は、調査報告書を基にその判断がなされるのではなく、理事官の行う調査と公開の審判廷における審理を通じ、審判官が裁決によって行うものでございます。

次に、イージス艦「あた」この事故に係る防衛大臣による事情聴取についてお尋ねがありました。海上保安庁が行う個々の捜査については、論評は差し控えたいと考えております。

原因究明のための調査については、一般論として、事故の原因関係者が行う調査が運輸安全委員会が行う調査の遂行に支障を来すことがないよう、同委員会において適切な調整が図られるものと考えております。

海難発生時の地元自治体等との連絡体制に関するお尋ねがございました。

海上保安庁においては、日ごろから、海難防止

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 国立国会図書館法の一部を改正する法律案

六

活動等様々な活動を通じ、関係機関や地元自治体等との連携を図っているところであります。しかしながら、今回の事故では、初動の段階で千葉県への事故情報の通報が遅れたことは事実であり、改善すべきは改善し、今後とも地元自治体等との連携を図るとともに、海難発生の際に救助活動の場合には地元自治体等に速報し、連携して救助活動を的確に実施するよう努めてまいりたいと考えておりますし、その旨の規則を改正をいたしました。

最後になりますが、観光庁と関係省庁との連携及び観光庁の人材登用についてお尋ねがありました。

観光立国の推進に当たっては、閣議決定された観光立国推進基本計画の内容の実現に向け、文化庁などの他省庁との連携を強化し、政府全体として総合的な施策を推進することが必要であります。今国会においても、地域における観光地づくりを支援するため、農林水産省と共同して観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案を提出しているところであります。

また、政府だけではなく、官と民が連携し、我が国全体として取り組むことが必要であります。観光庁の人材登用についても、今後、民間企業との間で人事交流を積極的に推進してまいります。

以上です。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) 日程第一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長岡田君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

〔岡田君登壇、拍手〕
○岡田君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団員が指定暴力団の威力を利用して行った資金獲得行為に係る当該指定暴力団の代表者等の損害賠償責任について規定するとともに、対立抗争に係る暴力行為の賞揚等を目的とする指定暴力団員に対する金品等の供与、指定暴力団員による不法行為の被害者が行った損害賠償請求に対する妨害等についての規制を導入するほか、行政庁に対する一定の不当な要求行為を暴力的要求行為として規制する行為を追加すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、暴力団対策法の運用状況と暴力団情勢、資金獲得活動の多様化への対応、指定暴力団の代表者等に対する責任追及の手段とその実効性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十七
賛成 二百十七
反対 〇

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) この際、日程に追加して、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。議院運営委員長西岡武夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔西岡武夫君登壇、拍手〕

○西岡武夫君 たいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、株式会社日本政策金融公庫法等による政策金融機関の再編及び日本年金機構法による日本年金機構の設立に伴い、国立国会図書館への出版物の納入義務に関する規定の整備を行うこととするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百十八

賛成

二百十八

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二分散会

出席者は左のとおり。

議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君

議員
山下 芳生君 風間 直樹君
森田 高君 舟山 康江君
紙 智子君 森木 利治君
横峯 良郎君 川崎 稔君
仁比 聡平君 川上 義博君
松野 信夫君 青木 愛君
井上 哲士君 大門実紀史君
松岡 徹君 津田弥太郎君
犬塚 直史君 水岡 俊一君
藤本 祐司君 市田 忠義君
小池 晃君 松井 孝治君
鈴木 寛君 岩本 司君
藤田 幸久君 シルシマル君
内藤 正光君 浅尾慶一郎君
木俣 佳丈君 一川 保夫君
羽田雄一郎君 高橋 千秋君
石井 一君 田名部匡省君
渡辺 秀央君 山下八洲夫君

広中和歌子君 千葉 景子君
前田 武志君 佐藤 泰介君
柳田 稔君 岡崎トミ子君
植松恵美子君 中谷 智司君
松浦 大悟君 平山 幸司君
梅村 聡君 大島九州男君
水戸 将史君 徳永 久志君
川合 孝典君 牧山ひろえ君
金子 恵美君 藤谷 光信君
加賀谷 健君 相原久美子君
藤原 良信君 大河原雅子君
谷岡 郁子君 足立 信也君
那谷屋正義君 白 眞勲君
大久保 勉君 島田智哉子君
前川 清成君 尾立 源幸君
藤末 健三君 大石 尚子君
中村 哲治君 今野 東君
榎葉賀津也君 芝 博一君
小林 正夫君 柳澤 光美君
下田 敦子君 神本美恵子君
谷 博之君 藤原 正司君
小川 勝也君 池口 修次君
福山 哲郎君 山根 隆治君
円より子君 北澤 俊美君
峰崎 直樹君 直嶋 正行君
西岡 武夫君 築瀬 進君
奥石 東君 平田 健二君
大石 正光君 工藤堅太郎君
吉川 沙織君 友近 聡朗君
外山 斎君 川田 龍平君
行田 邦子君 米長 晴信君
大久保潔重君 松下 新平君
糸数 慶子君 田中 康夫君
武内 則男君 姫井由美子君
亀井亜紀子君 長谷川大紋君
中山 恭子君 富岡由紀夫君
広田 一君 蓮 舫君

林 久美子君
中川 雅治君
島尻安伊子君
加藤 敏幸君
自見庄三郎君
加治屋義人君
辻 泰弘君
亀井 郁夫君
市川 一朗君
家西 悟君
高嶋 良充君
郡司 彰君
中曾根弘文君
山本 順三君
小泉 昭男君
二之湯 智君
義家 弘介君
古川 俊治君
丸川 珠代君
山田 俊男君
石井みどり君
石井 準一君
末松 信介君
川口 順子君
河合 常則君
橋本 聖子君
西島 英利君
岡田 直樹君
中村 博彦君
脇 雅史君
世耕 弘成君
山内 俊夫君
田中 直紀君
尾辻 秀久君
佐藤 昭郎君
南野知恵子君
山内 徳信君
長谷川憲正君
野村 哲郎君
喜納 昌吉君
主濱 了君
衛藤 晟一君
平野 達男君
大塚 耕平君
松村 龍二君
谷川 秀善君
長浜 博行君
小川 敏夫君
藤井 孝男君
松田 岩夫君
荻原 健司君
小池 正勝君
秋元 司君
塚田 一郎君
佐藤 正久君
丸山 和也君
佐藤 信秋君
磯崎 陽輔君
神取 忍君
坂本由紀子君
北川イツセイ君
田村耕太郎君
鶴保 庸介君
椎名 一保君
松村 祥史君
加納 時男君
鈴木 政二君
浅野 勝人君
青木 幹雄君
吉村剛太郎君
山崎 正昭君
矢野 哲朗君
山本 香苗君
森 まさこ君

国務大臣

谷合 正明君 山本 博司君
近藤 正道君 西田 昌司君
牧野たかお君 鰐淵 洋子君
西田 実仁君 又市 征治君
山谷えり子君 関口 昌一君
岡田 広君 浮島とも子君
浜田 昌良君 淵上 貞雄君
福島みずほ君 吉田 博美君
松山 政司君 愛知 治郎君
有村 治子君 山下 栄一君
遠山 清彦君 渡辺 孝男君
加藤 修一君 岸 宏一君
木村 仁君 中川 義雄君
荒井 広幸君 風間 昶君
魚住裕一郎君 松 あきら君
若林 正俊君 泉 信也君
岩城 光英君 岩永 浩美君
木庭健太郎君 白浜 一良君
荒木 清寛君 山口那津男君
浜四津敏子君

副大臣

経済産業副大臣 新藤 義孝君
国土交通副大臣 松島みどり君
国務大臣(内閣府特命担当大臣(経済財政政策)) 大田 弘子君
国務大臣(国家公安委員会委員長) 泉 信也君
国務大臣(内閣府特命担当大臣(経済財政政策)) 大田 弘子君

議員派遣中の議員

増子 輝彦君 伊達 忠一君

議長の報告事項

一昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	柳澤 光美君	補欠	大島九州男君
法務委員	川口 順子君	補欠	舩添 要一君
外交防衛委員	牧山ひろえ君	補欠	大久保潔重君
財政金融委員	石井みどり君	補欠	林 芳正君
	坂本由紀子君		中山 恭子君
	西田 昌司君		尾辻 秀久君
文教科学委員	大島九州男君	補欠	柳澤 光美君
	尾辻 秀久君		西田 昌司君
厚生労働委員	櫻井 充君	補欠	米長 晴信君
	林 芳正君		石井みどり君
農林水産委員	米長 晴信君	補欠	櫻井 充君
環境委員	舩添 要一君	補欠	牧山ひろえ君
辞任	大久保潔重君		川口 順子君

行政監視委員

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員	鈴木 政二君	補欠	坂本由紀子君
辞任	川合 孝典君	補欠	小林 正夫君
	鈴木 陽悦君		増子 輝彦君
	白 眞勲君		犬塚 直史君
	平山 幸司君		藤原 良信君
少子高齢化・共生社会に関する調査会委員	森田 高君	補欠	大河原雅子君
辞任	同日調査会において選任した理事は次のとおりである。		
	理事 大石 尚子君 (木俣佳文君の補欠)		
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。			
道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)			
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。			
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案			
同日議員から次の質問主意書が提出された。			
食料自給率に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇三号)			
日本政府のジュゴン訴訟への対応に関する質問主意書(山内徳信君提出)(第一〇四号)			

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

内閣、内閣官房及び内閣府に置かれた本部、会議等の実態に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九八号)			
国民投票権年齢を十八歳にすることに伴う高等学校における憲法教育に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九九号)			
矢別別演習場内風蓮川水系のイトウ保護に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一〇〇号)			
地上デジタル放送への移行に伴う都市受信障害対策に関する質問主意書(福山哲郎君提出)(第一〇一号)			
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。			
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律			
同日議長は、アドルフ・サルディバル・ラライン・チリ共和国上院議長より、同議長のチリ共和国上院議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を受け受した。			
昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
内閣委員	大島九州男君	補欠	柳澤 光美君
辞任	北川イッセイ君	補欠	山田 俊男君
外交防衛委員	大久保潔重君	補欠	牧山ひろえ君
辞任	柳澤 光美君	補欠	大島九州男君
文教科学委員			

厚生労働委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員	青木 愛君	補欠	森 ゆうこ君
辞任	青木 愛君		森 ゆうこ君
	櫻井 充君		米長 晴信君
	山田 俊男君		北川イッセイ君
環境委員	牧山ひろえ君	補欠	大久保潔重君
辞任	石井 一君	補欠	室井 邦彦君
予算委員	藤原 良信君	補欠	佐藤 公治君
辞任	又市 征治君	補欠	山内 徳信君
決算委員	佐藤 公治君		
辞任	藤原 良信君	補欠	石井 一君
議院運営委員	室井 邦彦君	補欠	中谷 智司君
辞任	鈴木 陽悦君	補欠	大久保潔重君
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。			
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案			
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。			
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案			
同日議員から次の質問主意書が提出された。			
食料自給率に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇三号)			
日本政府のジュゴン訴訟への対応に関する質問主意書(山内徳信君提出)(第一〇四号)			

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第一五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(閣法第三八号)

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案(閣法第三九号)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百六十八回国会閣条第一号、衆議院継続審査)

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和國との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百六十八回国会閣条第二号、衆議院継続審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

平成二十年四月十八日 参議院会議録第十三号

基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案(長妻昭君外四名提出)(衆第一〇号)

国民年金の任意加入被保険者であつた者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(長妻昭君外四名提出)(衆第一〇号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第一五号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

憲法九条世界会議に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第一〇五号)

生命保険、損害保険等の約款に対する監督に関する質問主意書(前川清成君提出)(第一〇六号)

武蔵小金井駅南口第一地区第一種市街地再開発事業についての都市再開発法上の問題点に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一〇七号)

武蔵小金井駅南口第一地区第一種市街地再開発事業についての諸問題に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一〇八号)

米軍人軍属による公務外事件事故の被害者の救済に関する質問主意書(山内徳信君提出)(第一〇九号)

議長報告事項 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

サンルダムに関する第三回質問主意書(紙智子君提出)(第一一〇号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第一五号)審査報告書

審査報告書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年四月十七日

参議院議長 江田 五月殿
内閣委員長 岡田 広

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団員が指定暴力団の威力を利用して行った資金獲得行為に係る当該指定暴力団の代表者等の損害賠償責任について規定するとともに、対立抗争に係る暴力行為の賞揚等を目的とする指定暴力団員に対する金品等の供与、指定暴力団員による不法行為の被害者が行った損害賠償請求に対する妨害等についての規制を導入するほか、行政庁に対する一定の不当な要求行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十年二月二十六日

内閣総理大臣 福田 康夫

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「使用制限等(第十五条―第十五条の三)」を「使用制限(第十五条)」に、「第二節 事務所等における禁止行為等(第二十九条―第三十条)」を「第二節 事務所等における禁止行為等(第二十九条第三節 損害賠償請求等の妨害の規制(第三十条第四節 暴力行為の賞揚等の規制(第三十条の二―第三十条の四)」に、「第五章 暴力追放運動推進センター(第三十一条―第三十二条)」を「第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任(第六章 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる不当な影響の排除のための民間活動の促進(第三十二条―第三十二条の三)」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に改める。

第三条第二号中「第七章」を「第八章」に改め、同条第三号中「次条、第九条、第十二条の二第一号、第十五条の二第一項及び第十五条の三において

て」を「以下」に改める。

第九条に次の六号を加える。

十五 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者(以下この条において「自己の關係者」という。)がした許可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許可等をいう。以下この号及び次号において同じ。)に係る申請(同条第三号に規定する申請をいう。次号において同じ。)が法令(同条第一号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。)に定められた許可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の關係者について法令に定められた不利処分(行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。)の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利処分をしないことを要求すること。

イ 自己と生計を一にする配偶者その他の親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。)

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)となつてゐるもの

ハ 自己が出資、融資、取引その他の關係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(ロに該当するものを除く。)

十六 行政庁に対し、特定の者がした許可等に係る申請が法令に定められた許可等の要件に該当するにもかかわらず、当該許可等をしないことを要求し、又は特定の者について法令に定められた不利処分(行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。)の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利処分をしないことを要求すること。

十七 国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百七十七号)第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。又は地方公共団体(以下この条において「国等」という。)に対し、当該国等が行う公共工事(同法第二条第二項に規定する公共工事)をいう。以下この条において「同じ」の入札について、自己若しくは自己の關係者が入札参加資格(入札の参加者の資格をいう。以下この号及び次号において同じ。)を有する者でなく、又は自己若しくは自己の關係者が指名基準(入札参加資格を有する者のうちから入札に参加する者を指名する場合の基準をいう。同号において同じ。)に適合する者でないにもかかわらず、当該自己又は自己の關係者を当該入札に参加させることを要求すること。

十八 国等に対し、当該国等が行う公共工事の入札について、特定の者が入札参加資格を有する者(指名基準に適合しない者を除く。)であり、又は特定の者が指名基準に適合する者であるにもかかわらず、当該特定の者を当該

入札に参加させないことを要求すること。

十九 国等に対し、特定の者を当該国等が行う公共工事の契約の相手方としないことをみだりに要求すること(前号に該当するものを除く。)

二十 国等に対し、当該国等が行う公共工事の契約の相手方に対して自己又は自己の關係者から当該契約に係る役務の提供の業務の全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資料その他の物品の納入若しくは役務の提供の受入れをすることを求める指導、助言その他の行為をすることをみだりに要求すること。

第十二条の五第二項第一号中「第七章」を「第八章」に改める。

第十四条第一項中「この条及び第三十一条第二項において」を削り、「この項及び第三十一条第二項」を「この項及び第三十二条の二第二項第七号」に改める。

第三章の章名中「使用制限等」を「使用制限」に改める。

第十五条の見出しを削り、同条第一項中「この条において」を削る。

第十五条の二の前の見出し、同条及び第十五条の三を削る。

第二十八条第三項中「第三十一条第一項」を「第三十二条の二第一項」に改める。

第四章に次の二節を加える。

第三節 損害賠償請求等の妨害の規制

(損害賠償請求等の妨害の禁止)

第三十条の二 指定暴力団員は、次に掲げる請求を、当該請求をし、又はしようとする者(以下

この条において「請求者」という。)を威迫し、請求者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他の請求者と社会生活において密接な關係を有する者として国家公安委員会規則で定める者(第三十条の四並びに第三十条の五第一項第三号及び第四号において「配偶者等」という。)につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならない。

一 当該指定暴力団員その他の当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員がした不法行為により被害を受けた者が当該不法行為をした指定暴力団員その他の当該被害の回復について責任を負うべき当該指定暴力団等の指定暴力団員に対してする損害賠償請求その他の当該被害を回復するための請求

二 当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の事務所(事務所とするために整備中の施設又は施設の区画された部分を含む。以下この号において同じ。)の付近の住民その他の者で当該事務所若しくはその周辺における当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為によりその生活の平穩若しくは業務の遂行の平穩が害されているもの又は当該事務所用に供されて「建物等」という。)の所有権その他当該建物等につき使用若しくは収益をする権利若しくは当該建物等に係る担保権を有する者で当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為により当該権利を害されているものが当該事務所に係る管理者に対してする当該行為の停止又は当該事務所の使用の差止めを請求する他当該事務所を当該指定暴力団等の指定暴力団員に使用

させないこととするための請求

(損害賠償請求等の妨害に対する措置)

第三十条の三 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をしている場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができ

る。

(損害賠償請求等の妨害を防止するための措置)

第三十条の四 公安委員会は、第三十条の二各号に掲げる請求が行われた場合において、当該請求の相手方である指定暴力団員が、当該請求に係る請求者又はその配偶者等の生命、身体又は財産に危害を加える方法で同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為を防止するために必要な事項を命ずることができ

第四節 暴力行為の賞揚等の規制

第三十条の五 公安委員会は、指定暴力団員が次の各号のいずれかに該当する暴力行為を行行し、刑に処せられた場合において、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が、当該暴力行為の取行を賞揚し、又は慰勞する目的で、当該指定暴力団員に対し金品等の供与をするおそれがあると認めるときは、当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に対し、期間を定めて、当該金品等の供与をしてはならず、又はこれを受けてはならない旨を命ずることができ。ただし、当該命令の期間の終期は、当該刑の執行を終わり、又は執行を受け

ることがなくなった日から五年を経過する日を超えてはならない。

一 当該指定暴力団等と他の指定暴力団等との間に対立が生じ、これにより当該他の指定暴力団等の事務所又は指定暴力団員若しくはその居室に対する凶器を使用しての暴力行為が発生した場合における当該暴力行為

二 当該指定暴力団等に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生じ、これにより当該対立に係る指定暴力団等の事務所(その管理者が当該対立に係る集団に所属しているものに限り)又は当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員若しくはその居室に対する凶器を使用しての暴力行為が発生した場合における当該暴力行為

三 当該指定暴力団等の指定暴力団員がした暴力的要求行為をその相手方が拒絶した場合において、これに報復し、又は当該相手方を当該暴力的要求行為に応じさせる目的で、当該相手方又はその配偶者等に対してする暴力行為

四 第三十条の二各号に掲げる請求を妨害する目的又は当該請求がされたことに報復する目的で、当該請求をし、若しくはしようとする者又はその配偶者等に対してする暴力行為

2 公安委員会は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令の期間を経過する前に同項に規定するおそれがないと認められるに至ったときは、速やかに、当該命令を取り消さなければならない。

第四十七号条中第九号を第十二号とし、第二号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の四を

第四号とし、第一号の三を第三号とし、第一号の二を第二号とし、同条に次の三号を加える。

十三 第三十条の三の規定による命令に違反した者

十四 第三十条の四の規定による命令に違反した者

十五 第三十条の五第一項の規定による命令に違反した者

第四十八号条中「第三十一条第七項」を「第三十二条の二第七項」に改める。

第七章を第八章とする。

第三十四条第一項中「又は第二十七条」を「第二十七条、第三十条の四又は第三十条の五第一項」に改め、同項ただし書中「又は第十六条」を「第十六条に、「の相手方」を「若しくは第三十条の五第一項に規定する暴力行為の相手方又は第三十条の四に規定する請求者若しくはその配偶者等」に改める。

第三十五条第一項中「又は第二十七条」を「第二十七条、第三十条の四又は第三十条の五第一項」に改め、同条第四項中「第十五条第一項」の下に「第三十条の四及び第三十条の五第一項」を加え、同条第九項中「当該仮の命令に係る違反行為に關して第十一條第二項等の規定(第十五条第一項の規定を除く。による命令をするため又は当該仮の命令に係る指定暴力団等の事務所に關して第十五条第一項の規定による」を「次に掲げる」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該仮の命令に係る違反行為に關する第十一条第二項等の規定(第十五条第一項、第三十条の四及び第三十条の五第一項の規定を除

く。)による命令

二 当該仮の命令に係る指定暴力団等の事務所に關する第十五条第一項の規定による命令

三 当該仮の命令に係る請求に關する第三十条の四の規定による命令

四 当該仮の命令に係る暴力行為に關する第三十条の五第一項の規定による命令

第三十九号条第十号中「第三十一条第一項」を「第三十二条の二第一項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号を同条第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 第三十条の四の規定による命令(同条の規定に係る仮の命令を含む。)又は当該命令に係る第三十四条第一項の意見聴取 当該命令又は意見聴取に係る第三十条の二各号に掲げる請求が行われた時における当該請求の相手方である指定暴力団員の住所(当該指定暴力団員の住所が明らかでない場合にあつては、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の主たる事務所(所在地)を管轄する公安委員会

十二 第三十条の五第一項の規定による命令(同項の規定に係る仮の命令を含む。)又は当該命令に係る第三十四条第一項の意見聴取 当該命令又は意見聴取に係る暴力行為が行われた時における当該暴力行為を行った指定暴力団員の住所(当該指定暴力団員の住所が明らかでない場合にあつては、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の主たる事務所(所在地)を管轄する公安委員会

第三十九号条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「若しくは第三十条」を

官 報 (号 外)

「第三十条若しくは第三十条の三」に改め、「第十五条第一項」の下に、「第三十条の四及び第三十条の五第一項」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の二を同条第六号とする。 第四十二条第三項中「又は第三十条」を、「第三十条又は第三十条の三」に改める。 第四十三条中「第六章」を「この章」に改め、「平成五年法律第八十八号」を削る。 第六章を第七章とする。 第五章の章名を次のように改める。 第五章 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる不当な影響の排除のための民間活動の促進 第五章中第三十二条を第三十二条の三とし、第三十一条を第三十二条の二とし、同条の前に次の一条を加える。 (国及び地方公共団体の責務) 第三十二条 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体(次項において「事業者等」という。)が自発的に行う暴力排除活動(暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。同項において同じ。)の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。 2 国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。 第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。	第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任 第三十一条 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団と他の指定暴力団との間に対立が生じ、これにより当該指定暴力団の指定暴力団員による暴力行為(凶器を使用するものに限る。以下この条において同じ。)が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。 2 一の指定暴力団に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生じ、これにより当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員による暴力行為が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときも、前項と同様とする。 (威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任) 第三十一条の二 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為(当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において同じ。)を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 当該代表者等が当該代表者等以外の当該指定暴力団の指定暴力団員が行う威力利用資金獲得行為により直接又は間接にその生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための	資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得ることがないとき。 二 当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者が専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによつて行われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当該代表者等に過失がないとき。 (民法の適用) 第三十一条の三 指定暴力団の代表者等の損害賠償の責任については、前二条の規定によるほか、民法明治二十九年法律第八十九号の規定による。 別表中第四十六号を第五十一号とし、第四十五号を第五十号とし、第四十四号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。 四十九 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第五章に規定する罪 別表中第四十三号を第四十七号とし、第三十九号から第四十二号までを四号ずつ繰り下げ、第三十八号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。 四十二 保険業法(平成七年法律第五十五号)第五編に規定する罪 別表中第三十七号を第四十号とし、第三十三号から第三十六号までを三号ずつ繰り下げ、第三十二号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。 三十五 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第八章に規定する罪	別表中第三十一号を第三十三号とし、第三十号を第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。 三十二 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第八章に規定する罪 別表中第二十九号を第三十号とし、第十一号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。 十一 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第六章に規定する罪 別表に次の二号を加える。 五十二 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)に規定する罪 五十三 電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)第五章に規定する罪 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 目次の改正規定(第二節 事務所等における禁止行為等(第二十九条・第三十条))を改める部分に限る。)、第九条の改正規定、第十五条の改正規定(見出しを削る部分を除く。)、第四章に二節を加える改正規定、第四十七条の改正規定、第三十四条第一項の改正規定、第三十五条の改正規定、第三十九条の改正規定(同条第十号中「第三十一条第一項」を「第三十二条の二第一項」に改める部分を除く。)、第四十二条第三項の改正規定、第四十三条の改正規定(第六章)を「この章」に改める部分を除く。及び別表の改正規定(次号に
--	---	---	---

掲げる規定を除く。公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 別表に二号を加える改正規定(同表第五十三号に係る部分に限る。電子記録債権法(平成十九年法律第百二二号)の施行の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日(経過措置)

第二条 この法律による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十一条の二の規定は、この法律の施行後に指定暴力団員が行った他人の生命、身体又は財産を侵害する行為について適用する。

(金融商品取引法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「第三十一条第七項」を「第三十二条の二第七項」に改める。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条の四第一項第二号ト

二 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条第八号

三 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第六条第二項第二号

四 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第五条第一項第三号の二

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七条第五項第四号ハ

六 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第六条第一項第五号及び第二十四条の六の四第一項第十二号

七 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七

十七号)第六条第六号二

八 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十条第四号

九 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第六条第一項第五号ホ

十 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第六十二条第一項第二号ハ

十一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第六条第一号ロ

十二 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第三条のうち貸金業法第二章の次に一章を加える改正規定中第二十四条の八第五項第四号イに係る部分、第二十四条の二十七第一項第五号に係る部分及び第二十四条の三十七第一号に係る部分

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第百七十三条中「第三十一条第一項第一号及び第三十二条第一項」を「第三十二条の二第一項第一号及び第三十二条の三第一項」に改める。

審査報告書

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年四月十八日

議長 運営委員長 西岡 武夫

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、株式会社日本政策金融公庫法等による政策金融機関の再編及び日本年金機構法による日本年金機構の設立に伴い、国立国会図書館への出版物の納入義務に関する規定の整備を行うおとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

国立国会図書館法の一部を改正する法律
国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本政策金融公庫

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)

別表第一 公営企業金融公庫の項から中小企業金融公庫の項まで及び日本政策投資銀行の項を削る。

別表第一 日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構

日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)

別表第一 農林漁業金融公庫の項を削る。

別表第二 地方競馬全国協会の項の次に次のように加える。

地方公営企業等金融機構

地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第六十四号)

附 則

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一 日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)の施行の日から、別表第二の改正規定は公布の日から施行する。

投票者氏名

日程第一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

二一七名

足立 信也君 相原久美子君
青木 愛君 浅尾慶一郎君
家西 悟君 池口 修次君
石井 一君 一川 保夫君
大塚 直史君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 尚子君
大石 正光君 大河原雅子君
大久保 勉君 大久保潔重君
大島九州男君 大塚 耕平君
岡崎トミ子君 加賀谷 健君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 恵美君 神本美恵子君
亀井亜紀子君 亀井 郁夫君
川合 孝典君 川上 義博君
川崎 稔君 木俣 佳丈君
喜納 昌吉君 工藤堅太郎君
郡司 彰君 小林 正夫君
行田 邦子君 奥石 東君
今野 東君 佐藤 泰介君
自見庄三郎君 芝 博一君
島田智哉子君 下田 敦子君
主濱 了君 榛葉賀津也君
鈴木 寛君 田中 康夫君
田名部匡省君 高嶋 良充君
高橋 千秋君 武内 則男君
谷 博之君 谷岡 郁子君

千葉 景子君 津田弥太郎君
外山 斎君 森木 利治君
友近 聡朗君 内藤 正光君
中谷 智司君 長浜 博行君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
姫井由美子君 平野 達男君
広田 一君 福山 哲郎君
藤田 幸久君 藤本 祐司君
藤原 良信君 前川 清成君
牧山ひろえ君 松浦 大悟君
松野 信夫君 水戸 将史君
峰崎 直樹君 築瀬 進君
柳田 稔君 山根 隆治君
吉川 沙織君 蓮 舫君
青木 幹雄君 浅野 勝人君
有村 治子君 磯崎 陽輔君
市川 一朗君

岩城 光英君 岩永 浩美君
衛藤 晟一君 岡田 直樹君
岡田 直樹君 加治屋義人君
神取 忍君 河合 常則君
岸 宏一君 小池 正勝君
佐藤 昭郎君 佐藤 信秋君
椎名 一保君 末松 信介君
世耕 弘成君 田中 直紀君
谷川 秀善君 鶴保 庸介君
中川 義雄君 中村 博彦君
二之湯 智君 西田 昌司君
南野知恵子君 橋本 聖子君
古川 俊治君 松田 岩夫君
松村 龍二君 丸川 珠代君
森 まさこ君 山内 俊夫君
山田 俊男君 山本 順三君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君

荒木 清寛君 魚住裕一郎君
浮島とも子君 加藤 修一君
風間 昶君 木庭健太郎君
白浜 一良君 谷合 正明君
遠山 清彦君 西田 実仁君
浜四津敏子君 松 あきら君
山口那津男君 山下 栄一君
山本 香苗君 山本 博司君
渡辺 孝男君 鰐淵 洋子君
井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 大門実紀史君
仁比 聡平君 山下 芳生君
近藤 正道君 福島みずほ君
洲上 貞雄君 又市 征治君
山内 徳信君 糸数 慶子君
川田 龍平君 山東 昭子君
松下 新平君

反対者氏名

○名

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二一八名

足立 信也君 相原久美子君
青木 愛君 浅尾慶一郎君
家西 悟君 池口 修次君
石井 一君 一川 保夫君
大塚 直史君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 尚子君
大石 正光君 大河原雅子君

平成二十年四月十八日 参議院会議録第十三号 投票者氏名

大久保 勉君	大久保 潔重君	福山 哲郎君	藤末 健三君	関口 昌一君	田中 直紀君	福島みずほ君	又市 征治君	山内 貞雄君
大島九州男君	大塚 耕平君	藤田 幸久君	藤谷 光信君	田村耕太郎君	谷川 秀善君	糸数 慶子君	川田 龍平君	山下 新平君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君	藤本 祐司君	藤原 正司君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	山東 昭子君		
加藤 敏幸君	風間 直樹君	藤原 良信君	舟山 康江君	中川 雅治君	中川 義雄君			
金子 惠美君	神本美恵子君	前川 清成君	前田 武志君	中曾根弘文君	中村 博彦君			
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君	牧山ひろえ君	松井 孝治君	中山 恭子君	二之湯 智君			
川合 孝典君	川上 義博君	松浦 大悟君	松岡 徹君	西島 英利君	西田 昌司君			
川崎 稔君	木俣 佳丈君	松野 信夫君	円より子君	野村 哲郎君	南野知恵子君			
喜納 昌吉君	工藤堅太郎君	水戸 将史君	水岡 俊一君	長谷川大紋君	橋本 聖子君			
郡司 彰君	小林 正夫君	峰崎 直樹君	森田 高君	藤井 孝男君	古川 俊治君			
行田 邦子君	奥石 東君	築瀬 進君	柳澤 光美君	牧野たかお君	松田 岩夫君			
今野 東君	佐藤 泰介君	柳田 稔君	山下八洲夫君	松村 祥史君	松村 龍二君			
自見庄三郎君	芝 博一君	山根 隆治君	横峯 良郎君	松山 政司君	丸川 珠代君			
島田智哉子君	下田 敦子君	吉川 沙織君	米長 晴信君	丸山 和也君	森 まさこ君			
主濱 了君	榎葉賀津也君	蓮 舫君	愛知 治郎君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君			
鈴木 寛君	田中 康夫君	青木 幹雄君	秋元 司君	山崎 正昭君	山田 俊男君			
田名部匡省君	高嶋 良充君	浅野 勝人君	荒井 広幸君	山谷えり子君	山本 順三君			
高橋 千秋君	武内 則男君	有村 治子君	石井 準一君	吉田 博美君	吉村剛太郎君			
谷 博之君	谷岡 郁子君	石井みどり君	磯崎 陽輔君	義家 弘介君	若林 正俊君			
千葉 景子君	シルン マルティン君	市川 一朗君	岩城 光英君	脇 雅史君	荒木 清寛君			
津田弥太郎君	辻 泰弘君	岩永 浩美君	衛藤 晟一君	魚住裕一郎君	浮島とも子君			
外山 斎君	徳永 久志君	尾辻 秀久君	岡田 直樹君	加藤 修一君	風間 昶君			
轟木 利治君	富岡由紀夫君	岡田 広君	加治屋義人君	木庭健太郎君	白浜 一良君			
友近 聡朗君	那谷屋正義君	加納 時男君	神取 忍君	谷合 正明君	遠山 清彦君			
内藤 正光君	直嶋 正行君	川口 順子君	河合 常則君	西田 実仁君	浜四津敏子君			
中谷 智司君	中村 哲治君	木村 仁君	岸 宏一君	松 あきら君	山口那津男君			
長浜 博行君	西岡 武夫君	北川イツセイ君	小池 正勝君	山下 栄一君	山本 香苗君			
羽田雄一郎君	長谷川憲正君	小泉 昭男君	佐藤 昭郎君	山本 博司君	渡辺 孝男君			
白 眞勲君	林 久美子君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君			
姫井由美子君	平田 健二君	坂本由紀子君	椎名 一保君	市田 忠義君	紙 智子君			
平野 達男君	平山 幸司君	島尻安伊子君	末松 信介君	大門実紀史君	仁比 聡平君			
広田 一君	広中和歌子君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	山下 芳生君	近藤 正道君			

反対者氏名

○名

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五番四号 港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	二五円